

# Weekly Report

第520日号  
令和元年9月9日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 来年1月から変わる個人所得課税

令和2年(2020年)1月から働き方の多様化を踏まえた個人所得課税の見直しが行われ、すべての納税者に対して適用される「基礎控除」の控除額を上げるとともに、「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の控除額引下げなどが適用されます。

### ◆見直しのポイント

◎基礎控除の見直し……控除額(現行38万円)を10万円引上げて、48万円になります。ただし、所得金額が2400万円超2500万円以下の方は、所得金額に応じて控除額が逡減します(2450万円以下は32万円、2500万円以下は16万円)。

なお、2500万円超の方は基礎控除が適用できなくなります。

◎給与所得控除の見直し……控除額を一律10万円引下げます。また、給与収入が850万円を超える場合の控除額は195万円が上限となります(現行は給与収入が1千万円を超える場合に220万円が控除上限)。ただし、850万円を超える方が特別障害者に該当する場合や、

22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる場合などは、給与収入(1千万円超の場合は1千万円)から850万円を控除した金額の10%を給与所得から控除できます。

なお、850万円以下の方は、基礎控除の引上げにより税負担の増加はありません。

◎公的年金等控除の見直し……控除額を一律10万円引下げ、公的年金等収入が「1千万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限が設けられます。また、公的年金等収入以外の所得金額が1千万円超2千万以下である場合は控除額を10万円引下げ、2千万円超の場合は20万円引下げられます。

## 軽減税率が適用対象となる「新聞」とは

来月から消費税の軽減税率が適用される「新聞の譲渡(販売)」とは、定期購読契約を締結した週2回以上発行される新聞(一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するもの)が対象となり、業界紙なども要件を満たすものであれば対象です。

一方、コンビニなどで販売される新聞は、定期購読契約ではないため対象外です。また、インターネットで配信される電子版の新聞は「新聞の譲渡」ではなく「電気通信利用役務の提供」に該当することから対象外となります。そのため、紙と電子版のセット契約の場合は、金額を区分した上で紙は8%、電子版は10%が適用されます。

## キャッシュレスポイント還元加盟店申請は

キャッシュレス・ポイント還元事業の加盟店登録申請は、今月5日時点で約58万件となりました。加盟店登録は来年4月まで受付が行われ、決済事業者経由で事務局に申請します。なお、今月6日までに決済事業者が申請手続きを完了した加盟店は10月1日からポイント還元を開始できます。登録審査が完了した加盟店は、店頭に掲示するポスターやステッカー、地図上に加盟店を表示するウェブ機能やアプリ(今月下旬に公表)などにより消費者が確認できます。